

経営方針

7つのまちづくり方針 を実現するために

目指す姿

経営方針1 地域力の醸成	<ul style="list-style-type: none">○ 市民がコミュニティの輪を広げ、活動を行っている ▶ 経1-1 コミュニティ活動の促進○ こどもから高齢者まで、世代を超えた関わりができる機会がある ▶ 経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出○ 市民が地域への関心を高め、まちづくりに参加している ▶ 経1-3 市民のまちづくりへの参加
経営方針2 まちの魅力向上	<ul style="list-style-type: none">○ まちの価値が高まり、より多くの人々が来たい、住みたいと思ってもらえる ▶ 経2-1 シティブランディングの強化○ 関係自治体と共に協力したまちづくりを進めている ▶ 経2-2 広域行政の推進○ 民間企業や大学など、様々な主体と共にまちづくりを進めている ▶ 経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築
経営方針3 行財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 持続可能な行政経営が保たれる ▶ 経3-1 持続可能な行政経営の確立○ 将来を見据えて計画的に、市内の公共施設やインフラの適切な維持管理がなされる ▶ 経3-2 公共施設マネジメントの推進○ デジタル技術を活用して効率的な行政運営が行われる ▶ 経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

● 経営方針1 地域力の醸成

経1-1 コミュニティ活動の促進

■ 現状

- 町会・自治会等の地縁活動は、地域の福祉活動や防犯・交通安全・防災活動、環境・美化活動、地域コミュニティの活性化、地域情報の提供など、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。
- 町会・自治会等への加入促進を図るため、町会・自治会等と三郷市と宅地建物取引業協会埼玉東支部の3者による、町会・自治会等への加入促進に関する協定の締結も行い、町会・自治会等の区域に転入された方々への加入促進のチラシ等の配布を協力してもらっています。
- 町会・自治会等及び「三郷市コミュニティ協議会」に対して、コミュニティの形成に向けた自主的な活動を支援するため体制の構築を行っています。また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備支援に努めています。

■ 課題

- 少子高齢化、マンションや分譲住宅の急増、核家族化や単身世帯・共働き世帯の増加などにより、町会・自治会等への未加入者が増える中で、町会・自治会等の構成員・役員の高齢化が進んでいます。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域への帰属意識の希薄化が進んでいますが、地域コミュニティの重要性は増し、身近な施設での地域活動の充実が求められています。また、水害や地震等の災害を想定した安全対策等を行うためには、地域コミュニティの活性化が必要です。
- まちづくりの推進のための多様な担い手の育成、地域の人々が共に支え合う「共助」の取組みの支援体制の推進が課題です。



令和7年度彦糸町会コミュニティ施設整備事業（彦糸公民館）

SDGsに向けた方向性



すべての市民が地域の中で助け合い、生活するためのコミュニティ活動を進めます。

施策実現のための取組み

地域コミュニティの活性化	地域活動の推進、町会等の活動支援を行います。また、将来の町会役員や市民活動団体の地域リーダーとなる人材の育成を進めます。
コミュニティ組織・活動への援助	「三郷市コミュニティ協議会」の組織の育成や事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。
ボランティア活動への支援	市民ボランティア活動に際しての傷害・賠償保険を提供します。
地域コミュニティ施設整備の促進	町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設備品の充実に向けた補助金制度を実施します。
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	「こどもの居場所」を作りたい人や協力者に対し相談体制を構築します。
地域包括ケアシステムの推進	高齢者、障がい者などが、可能な限り住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支援を推進します。

後期基本計画

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み	関連施策
地域防災力の強化	1-1-3
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
地域活動・地域交流の促進	2-2-2
多文化共生の推進	5-2-3

経営方針1

● 経営方針1 地域力の醸成

経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出

■ 現状

- 全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化の影響のほか、価値観の多様化による住民ニーズの変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進み、こどもが、地域で遊ぶ機会が減少してきています。その一方で、各世代の方々が置かれている状況として、元気な高齢者が地域で様々な活動をされています。このような状況を受け、地域の様々な課題を自ら解決しようとする取組みも進んできています。
- 市民の価値観の多様化とともに、行政ニーズが個別化・細分化する傾向にあり、身近な地域社会に対する関心が高まり、地域づくりに積極的に関わろうとする意識も広がっています。

■ 課題

- 地域で様々な活動をされている高齢者の活躍の場を広げ、地域で遊ぶ機会が少ないこどもと高齢者の方々の生きがいがづくりをマッチングすることや、高齢者の知識をこどもに伝える機会が少ないことが課題となっています。
- 地域づくりへの関わりや意識の広がりから、様々な世代間の交流の場や機会の提供など、新たなアプローチが求められています。このような交流の場や機会の提供を行うためにも、柔軟で機能的な施設運営が必要となります。そのためには、民間のノウハウ等を活用することも重要になってきます。



老人福祉センターでのこども司書活動



推し本交流会

SDGsに向けた方向性



誰もが多様な人々との相互理解と世代間交流を進めることで、持続可能な社会の実現を図ります。

施策実現のための取組み

地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進	スポーツ、地域活動や生涯学習など、市民の身近な活動の中での多世代交流を促進します。
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	「こどもの居場所」をこどもや子育て家庭だけでなく、多世代が交流できるコミュニティの拠点とします。
本を通じた世代間交流の推進	こども司書養成講座 ¹ の実施と読書ボランティアに対する支援により、本を通じた世代間交流を推進します。
地域における世代間交流の促進	地区文化センター等の文化施設や児童館、町会等において、世代に関わらず楽しめるイベント等の開催を支援します。

後期基本計画

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み

関連施策

地域における子育て支援	2-1-2
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
社会に開かれた学校教育の推進	2-2-1
ふれあい型農業の推進に向けた支援	5-1-3
日本一の読書のまち三郷の推進	6-1-1
スポーツ・レクリエーション活動の推進	6-2-2

経営方針1

¹ こども司書養成講座：読書が好きなこどもたちに、本への関心をさらに高めてもらうために開講している。本市では小学6年生を対象として実施し、講義・実習を通して司書の仕事を学び、認定を受けたこども書は未来の読書リーダーとして図書館や市の読書イベントで活躍している。

● 経営方針1 地域力の醸成

経 1-3 市民のまちづくりへの参加

■ 現状

- 市民等の権利や責務などを定めた「三郷市自治基本条例」を平成21年6月に制定し、市民参加を推進しています。

■ 課題

- 市民の価値観が多様化し、行政ニーズが個別化・細分化する傾向もある中で、まちづくりを進めるためには、市民の声、ニーズを反映するため、パブリック・コメント手続制度や市民懇談会をはじめ、多様な市民参加の機会を提供していく必要があります。
- 市民参加の基本である投票という行動についても、啓発をはじめとして、政治や選挙に対する関心の向上を図る必要があります。
- 各課に直接寄せられた意見等を集約し、市政に関する課題を把握するための仕組みを検討する必要があります。



令和7年度啓発ポスター・啓発習字入選作品 ららほっと展示

SDGsに向けた方向性



地域のコミュニティ活動に誰もが積極的に参加できるよう、「三郷市自治基本条例」の考え方を尊重しながら、市民参加を進めます。

施策実現のための取組み

市民参加制度の活用	パブリック・コメント手続など、三郷市自治基本条例に基づく市民参加制度の活用を図り、市民参加によるまちづくりを推進します。
市民参加の機会の確保	まちづくりをはじめとした計画づくり等の実践の場において、市民が参加できる機会、場の確保に努めます。また、参加の機会を増やすため、様々なデジタル媒体の活用を図ります。
広聴活動の充実	投書箱やインターネットをはじめ、様々な媒体により広く意見や要望を収集し、市政運営に役立てます。また、今後のまちづくりの参考とするため市民意識調査を行い、市政に対する市民の意識を的確に把握します。
有権者の政治意識向上	若年層、特に初めての選挙となる新有権者や、将来の有権者である小中高校生に対して、選挙啓発事業を行います。

● 経営方針2 まちの魅力向上

経2-1 シティブランディング¹の強化

■ 現状

- 市の魅力や情報の発信について、広報紙や市ホームページをはじめ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などの媒体も活用しています。
- 市の魅力や特徴の一つとして、「日本一の読書のまち三郷」を推進しています。

■ 課題

- まちづくりを進めるためには、三郷の資源をあらためて認識し、活用する必要があります。また、市民と市が共に市の魅力の向上に向けて取り組むことが重要です。
- 持続可能なまちであり続けるには市内外、多くの人々に三郷への関心を高めてもらう機会を創出することが重要となります。広報活動の基本部分である紙媒体の広報紙に加え、現在行っている情報発信以外にも、若い世代にも届く新たな情報発信の取組みを行っていく必要があります。
- 三郷市の関係人口²を増やすため、現在行っているシティプロモーション活動に加え、三郷市の魅力発掘、認知拡大、価値向上に市民と共に取り組んでいく必要があります。



市役所での撮影支援風景



映画作品との連携によるプロモーション

- 1 シティブランディング：市の認知度を高め、そのイメージをより好感の持てるものとして広め、市としての価値を高めること。
- 2 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

SDGsに向けた方向性



市民に三郷市をより知ってもらうための取組みを行うとともに、市外の人を含め、より多くの人々に三郷市を知ってもらうことで、持続可能な都市づくりを進めます。

施策実現のための取組み

地域力を醸成するための機会の創出	自然、文化、産業など、三郷市の資源を知り、市民が地域に愛着を持って、いきいきとした生活や交流を育むことができる機会について、様々な場面を捉えて創出し、市民によるまちの活性化や発展につなげます。
広報活動の推進	月一回の「広報みさと」発行のほか、市ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した情報発信に取組みます。
シティプロモーションによる魅力発信	市の各施策における取組状況やまちの様々な魅力を市ホームページやSNS上に数多く展開するとともに、三郷市の魅力を発掘・創造し、市内外へ効果的に発信することにより、シティプロモーションに取組みます。
特徴ある取組みの推進	特徴ある取組みの一つとして、「日本一の読書のまち三郷」の活動の内容を市内外へ発信し、市民意識を醸成し、文化のかおり高いまちづくりを目指していきます。

関連する個別計画

みさとシティプロモーション方針

三郷市ソーシャルメディア運用方針

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み

関連施策

まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
高収益農業の推進	5-1-3
地域資源を活かした取組みの創出 観光資源の情報発信 都市型観光の振興 観光資源の再発見	5-2-2
日本一の読書のまち三郷の推進	6-1-1
文化財保護意識の啓発	6-2-4



ラジオ番組の公開放送を誘致

● 経営方針2 まちの魅力向上

経2-2 広域行政の推進

■ 現状

- 近隣の草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町とともに、埼玉県東南部都市連絡調整会議による広域的な行政課題に関する調査研究や公共施設の相互利用などの広域連携事業を行っています。
- 友好都市協定を締結している長野県安曇野市（旧三郷村）^{きゅうみさとむら}及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業で友好関係を深めているほか、スポーツ少年団や体育協会などによる、市民レベルでの交流事業も盛んに行われています。

■ 課題

- 人口減少問題や気候変動による災害対策、高齢化に対する交通政策は三郷市だけではなく、市民の生活圏を含め、より住みやすいまちづくりを目指すため、近隣自治体と広域で取組みを行っていく必要があります。
- 三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業は、引き続き、新たな交流のあり方を検討するなど、幅広い活動を通じた友好都市交流の推進が求められています。



まんまるガイドマップ



三郷・安曇野友好都市交流推進協議会

■ SDGsに向けた方向性



持続可能な三郷市を実現するため、市外を含むより多くの関係機関との連携を強化します。

■ 施策実現のための取組み

自治体間連携による行政サービスの向上	市民の生活行動圏に関する近隣都市との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取組みます。
共通する事務における連携	近隣自治体との共通する事務において、一部事務組合等を通じた連携を推進します。
友好都市交流の推進	友好都市協定を締結している長野県安曇野市及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめ、様々な交流事業を通し、友好関係を深めます。

■ 関連する個別計画

第3次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本指針

■ 関連する取組み

関連する取組み	関連施策
江戸川水防事務組合の活動の充実	1-1-2
最終処理施設の管理	3-2-3
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	4-2-2
MaaSの具現化	4-2-3

● 経営方針2 まちの魅力向上

経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築

■ 現状

- より良い地域づくりや交流を目的として、民間企業や大学等と協定を締結し、市民サービスや各種事業展開において、連携した取り組みを行っています。
- 大規模災害時の相互援助を目的として、市では自治体間の相互応援に関する協定を締結しています。また、被災者に必要な飲料水、食料及び医薬品等の優先的な供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者と災害時の応援に関する協定を締結しています。

■ 課題

- 多様化する市民ニーズや今後、複雑化が予測される社会課題に柔軟に対応するため、市では、地域の実情を正確に把握し、効率的・効果的な市政を運営していく必要があります。
- これまで市が行ってきた取り組みだけではカバーできない課題については、他の機関が持つノウハウや技術の活用を進めていく必要があります。
- 大規模災害が発生した場合には、住家の被害認定や罹災証明書¹の発行など、業務量が短期間に集中してしまうことから、被災自治体だけでは、十分かつ迅速に救助、応急及び復興対策を実施することが困難となっています。



サラミナ市・三郷市 姉妹都市協定締結式

¹ 罹災証明書：災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するもの。

SDGsに向けた方向性



持続可能なまちづくりを実現するため、多様な主体との情報交換等に努め、連携を図ります。

施策実現のための取組み

社会貢献活動によるまちづくり	こどもや子育て世帯、高齢者、障がい者など支援を必要とする人々に対し、社会貢献活動を行う個人や地元企業・団体が支援することで、安心できるまちづくりを進めます。
ギリシャ共和国を中心とした国際交流	ギリシャ共和国とのホストタウン交流など、スポーツ・文化・教育・産業など様々な分野での国際交流を通じて、市民の国際感覚・国際意識の向上や国際化を推進します。
大学との連携	協定や事業等により三郷市と関わりのある大学等と連携し、魅力ある地域社会の構築を目指します。
民間企業等との連携の推進	防災、教育など市民生活に関わる様々な取組みにおける民間企業や団体等との協定や連携を推進し、民間企業等のもつ専門性やノウハウを活かした政策立案を目指します。
民間事業者との災害時応援協定 ² の締結	災害発生時に市民サービスを提供するうえで、有益な事業を展開している事業者等と積極的に協定締結を検討し、迅速な応急復興対策につなげていきます。

関連する個別計画

第3次みさとこどもにこにこプラン（三郷市こども計画）

関連する取組み

災害に対する応急体制の迅速な整備 物資等供給体制の整備	1-1-1
「こどもの居場所」づくりの推進	2-1-3
鉄道輸送の強化	4-2-3
国際交流組織・活動への援助 国際交流の推進	5-2-3
生涯学習関係機関・団体との連携強化	6-2-1

関連施策

² 災害時応援協定：大規模災害時は、市の通常の防災体制のみでは、市民の生命・財産の保護等活動に十分対応できないことが予想される。このような事態に対処する手段として、物資の供給、緊急輸送等の各種応急復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が、多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されている。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できる。

経3-1 持続可能な行政経営の確立

■ 現状

- 令和7年度の職員数は約980人であり、人口当たり職員数や職員給の構成比は類似団体や近隣自治体と比較して低い状況です。
- 類似団体や近隣自治体との比較を行いながら、定員適正化計画の定期的な見直しを通じて、適正な職員体制の確保に努めています。
- 行政事務が多様化し、複雑になっていることから、より幅広い業務に対応できる人材が求められています。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率¹は類似団体平均よりも高く、財政構造の硬直化が進んでいる状況です。投資的経費（新規事業や施設整備など）への柔軟な対応が限定される可能性があります。
- 将来負担の状況を示す将来負担比率²は類似団体平均を大きく上回っており、将来的な財政負担が大きいことから中長期的な視点での債務管理と財政健全化の取組みが求められます。
- 公債費負担の状況を示す実質公債費比率³は類似団体平均を上回っており、過去の建設事業による公債費負担が大きく残っていることから、新規の投資的事業の余地や財政の弾力性に影響を及ぼす可能性があります。
- 歳出面では、公債費や扶助費⁴などの経常的経費が急増している一方、歳入面では、人口減少などから市税をはじめとする自主財源の伸びが追いつかず、収支状況が悪化傾向にあります。
- 三郷市人口は令和4年度を境に減少に転じました。今後、人口減少や少子高齢化が進行していく見込みです。国においては、基本姿勢・視点として、人口減少を正面から受け止めたうえでの施策展開を行う旨が示されています。

1 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

2 将来負担比率：公営企業や地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還金に対する繰出金などの準元利償還金に係る実質的な公債費相当額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3か年の平均値のこと。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、これらが財政運営に与える影響の度合いを示す指標ともいえる。

4 扶助費：性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。

課題

- 労働人口が減少していくと予測されている中で十分な人員を確保し、職員一人ひとりが効率的に業務を遂行していく必要があります。複雑化する市民サービスに対応できるよう、職員には、幅広い知識やスキル、市民感覚、発想力、行動力などが求められており、それらに対応できる職員の育成や人材確保を推進する必要があります。
- 変容する行政サービスに柔軟に対応し、多様な人材がその能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりが重要です。
- 持続可能な行政経営を確立するため、財政状況を健全に維持していくことが必要です。
- 基金⁵については、災害対応や公共施設の適正管理に必要な金額を確保する必要があります。地方債については、実施計画や公共施設長寿命化計画に基づき、計画的に活用する必要があります。
- 市税の徴収率は毎年上昇しています。今後も適正な徴収に係る取組みを進めることで、徴収率の向上と収入未済額⁶の圧縮に努めていく必要があります。
- 国や県の制度を積極的に活用し、財源確保を図ることが有効です。
- ふるさと納税は、他市への流出が課題となっています。財源確保のため、本市への寄附増加に向けて様々な取組みを検討する必要があります。
- 市が保有する財産は市民の共有財産であることから、適正な管理と有効活用が求められています。
- 少子高齢化などにより社会課題が複雑化する中でも、事務やサービスのムダ・ムラを抑制するため、不断の業務改善が必要です。
- 人口減少を見据えた、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保への配慮が課題となっています。
- 行政資源に課題がある中でも、市民サービスや運営管理事務の質を保ち、持続可能な市政運営を維持していくことが求められています。

⁵ 基金：特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭のこと。

⁶ 収入未済額：当該年度に徴収しきれず、翌年度に徴収しなければならない市税等の額のこと。

■ SDGsに向けた方向性



社会情勢の変化に対応し、経営感覚にあふれた持続可能な行政運営を行います。

■ 施策実現のための取組み

市民に信頼される人材の育成	人材育成・確保基本方針に基づき、「三郷の未来を描き、情熱と意欲を持って、市民とともに向上する」職員を育成します。また、人事評価制度や研修などを通じて、職員のモチベーションの維持向上に取組み、職員の能率を高めます。
市政を支える人材の確保	三郷市定員適正化計画及び人材育成・確保基本方針に基づき、様々な行政需要に対応できる多様な人材確保に努めます。
社会課題に対応できる組織体制の構築	適正な定員管理及び組織体制の構築を図るとともに、職員一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくりを推進します。
健全な財政運営	経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率など、財政状況を注視し、計画的な財政運営を行います。
基金及び地方債の適正管理	将来に備え、基金の適正な管理を行います。地方債残高の推移を分析しながら、地方債の借入額を調整していきます。
適正な賦課徴収業務の推進	適正な市税の賦課により納税者の信頼をより一層確保するとともに、税外債権 ⁷ も含め、確実な公金徴収と収入未済額の圧縮に努めます。
国や県との連携による財源確保	国や県の補助金や助成金等を最大限活用し、財源を最大限に確保します。
ふるさと納税制度の利用促進	既存のふるさと納税制度に加えて、企業版ふるさと納税制度やクラウドファンディング型ふるさと納税の利用促進を図り増収に努めます。
市有財産の適正管理と有効活用	市が保有する土地などのうち未利用となっている資産について活用を検討します。
公金の安全かつ効率的な管理及び運用	国債等の保有など、市の公金を安全かつ効率的に管理・運用する手法を検討します。
受益者負担の適正化	受益者負担を適正に管理することにより、費用負担の公平性を図り、市民サービスのムダ・ムラを抑制します。
総合計画の適正な運用と効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進	総合的かつ効果的な市政運営を行うため、総合計画に基づき、行政評価制度等を活用しながら事業を実施するとともに、マネジメントサイクルによる施策、事務事業の見直しを行い、効果的・効率的な事業推進に努めます。

⁷ 税外債権：市税を除いた市が徴収する債権のこと（例：介護保険料、後期高齢者医療保険料、使用料、手数料）。

市内事業者の育成と 地域経済の活性化	適正な予定価格・工期の設定、施工時期の平準化等により市内事業者育成への配慮に努めます。
市民サービスの 質の維持・確保	行政資源に課題がある中でも市民サービスの質を保ち、人口減少時代においても住みやすいまちを維持するため、まちづくり方針における各施策の実現を図ります。
行政事務の適正な執行	法定受託事務や個人情報の保護など、行政の基本的な事務や手続きを適正に管理・執行します。
入札・契約・検査の 適正な執行	入札制度の透明性・公平性・競争性の確保や効率化を図ります。また、建設工事について、品質確保と適正な履行に係る検査を効率的に執行します。

■ 関連する個別計画

第6次三郷市定員適正化計画

三郷市人材育成・確保基本方針

三郷市まち・ひと・しごと創生推進計画

経3-2 公共施設マネジメントの推進

■ 現状

- 本市が保有する公共建築物のうち、約7割の公共建築物が築後30年以上経過しています。
- 更新や統廃合の必要性が高まる中、長寿命化（耐用年数70年）を前提とした将来更新費用は40年間で約1,000億円、年平均25億円と試算されています。
- インフラも含めると、40年間で必要な更新費用は合計約2,126億円、年平均53億円と試算されています。

■ 課題

- 財政負担の平準化のため、建物や設備機器等の損傷が軽微な段階で適正な対策を講じる予防保全型の維持管理体制の強化が求められています。
- 本市の公共施設整備は高度成長期に集中的に行われたため、更新費用も同様に一斉に発生します。更新時期を遅らせるために、予防保全に努め、また計画的に更新を行うことで、費用の平準化を図るとともに、将来にわたり安全で衛生的な環境を確保維持していくために、計画的に修繕等を進めていく必要があります。
- まちづくり全体の中で、市が所有する土地・施設が持つべき役割を考え、利用する市民のニーズや社会環境に即しているかを把握したうえで、将来の公共施設のあり方を検討していく必要があります。

SDGsに向けた方向性



人口減による税収減と、過去に整備した公共施設の更新の時期を迎える中、計画的に施設の更新等を行うことで、無理のない財政運営を行います。

施策実現のための取組み

更新費用の平準化	計画的な予防保全を図ることにより、経年劣化の進行に伴う大規模改修にかかる費用を最小限に抑制するとともに、建物の長寿命化を図り、財政の計画との連動のもと、適切な時期に更新を行い、ライフサイクルコスト ¹ の削減及び更新費用の平準化に努めます。
公共施設の維持管理	本市が保有する公共建築物の老朽化が進む中でも、安全な利用環境を維持します。
最適な施設配置の検討	施設の利用状況や維持管理にかかる費用などを調査し、本市の財政規模で将来的な維持管理が可能かを精査し、最適な配置に努めます。

後期基本計画

関連する個別計画

- 三郷市公共施設等総合管理計画
- 三郷市公営住宅等長寿命化計画

関連する取組み	関連施策
河川や水路、排水機場の維持管理 排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備	1-1-2
公共下水道施設の耐震化及び維持管理	3-2-3
市営住宅の適切な管理	4-1-3
既存公園施設の長寿命化の実施	4-2-1
安全・安心な道づくりの推進 橋りょうの適正管理	4-2-2
地震に強い強靱な管路の構築 浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新	4-2-4

経営方針3

¹ ライフサイクルコスト：建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。

● 経営方針3 行財政基盤の強化

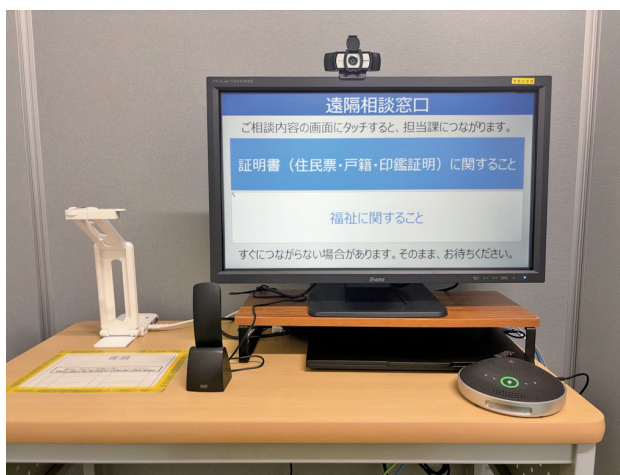
経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

■ 現状

- デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に関する方向性や基本的な考え方を示す三郷市DX推進ビジョンを令和6年3月に策定し、デジタル技術の活用による一層の市民サービスの向上や行政運営の効率化に取り組んでいます。
- 国から示される情報セキュリティ対策（「地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドライン」等）を踏まえ、個人情報の保護に取り組んでいます。

■ 課題

- 人口減少社会と超高齢化社会が一層進展することにより、市民ニーズは一層多様化・複雑化していくことが想定されます。安定した質の高い市民サービスを維持するため、最新のデジタル技術を活用し、行政事務の効率化や業務改革に一層取り組んでいくことが必要です。
- デジタル技術の進化は日進月歩であるため、デジタル化・DXの取り組みも時代の潮流に合わせて柔軟に対応することが必要です。
- 効率的な行政運営を実現するため、費用対効果の視点に加えて全体最適に資するシステムの導入を図ることが求められています。
- 行政情報を管理するうえで、情報漏洩を起こさないような取り組みを継続して実施する必要があります。技術的により強固なセキュリティの構築を続けるとともに、個人情報を取り扱う全職員の意識を高めていくことが重要となります。
- 災害時等において、自治体機能を維持するための体制づくりが必要です。



遠隔相談窓口システム

SDGsに向けた方向性



ICT等の活用により、誰もが安心して便利で快適に暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

施策実現のための取組み

最新技術を活用した行政経営	AI ¹ やRPA ² などのデジタル技術を活用し、効率的な行政経営に取り組みます。
DXの推進	三郷市DX推進ビジョンに基づきデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。
庁内システムの全体最適化	業務システムの導入・運用にあたっては、最少の経費で最大の効果を得られるように、システムの調達範囲や調達方法を深く検討し、最適化を図ります。
情報セキュリティの向上	個人情報等の取扱いにおける技術的な情報漏洩対策を進めるとともに、取り扱う職員全員の意識や技術の向上を図ります。
業務改革による危機管理・業務継続体制の構築	ICT等の活用により、大規模災害や感染症の発生等で社会活動が制限された場合においても、行政機能が維持できるシステムを構築します。

後期基本計画

関連する個別計画

三郷市DX推進ビジョン



スマート申請



窓口設置型自動翻訳システム

経営方針3

1 AI: 人工知能と訳され、学習・判断・推論等の知的能力をコンピュータ上で実現する技術のこと。
2 RPA: ソフトウェアのロボットによる業務自動化のこと。

